

# 中世における地方社寺の勧進

—近江江北の社寺資料による—

佐々木孝正

序	.....	111
一 勸進僧の性格と組織	.....	112
二 勸進の方法	.....	113
(一) 勸進札	.....	114
(二) 勸進猿楽	.....	115
三 勸進活動の宗教的基盤	.....	116
結	.....	117

## 序

わが國の中世仏教は、しばしば、源空、親鸞、道元、日蓮といった鎌倉新仏教の祖師の思想、信仰や行実、及びその教團によって、或いは、明惠、叡尊などにより推進された旧仏教の復興運動によって代表されるが、これら仏教界の新しい動向は、古代仏教の二大潮流、すなわち、僧綱によって管理統制された律令仏教と、行基や空也などの聖によつて發展せしめられた庶民仏教とが、古代末期に至つて融合し、新たに勃興する武士や庶民をその主要な支持層としつつ、彼等のになう基層文化に深く浸透した仏教として定着する過程のなかで現われてくるものと考えられる。

従つて、中世仏教の研究には、仏教界の頂点に位置する祖師や高僧の思想・行実と、それを教理的基礎とした教團の發展に注目するとともに、その基底に位置して、教團を支えた庶民の仏教受容のあり方と、教團の周辺や底辺にあつて、この庶民仏教を管理した聖、庶民僧の宗教活動の様相を具体的にあきらかにすることが必要であると考えられる。ところで、小論で取り上げる中世の勧進については、一般に、社寺が堂塔・社殿等の建立や修復、或いは法会や祭礼の費用調達のための募財運動であると簡単に定義づけられるきらいがあるが、勧進を担当する聖や山伏、行人などの庶民僧に即して考えれば、勧進は彼等の宗教活動のなかでも、社寺の經濟的基盤の維持と、宗教者みずから的生活の資糧確保といった經濟問題を背景に、庶民とともに密接に結びつくところに成立する宗教活動であるから、その実態の解明は、中世庶民仏教史研究の課題として忽せにできないものがあると考へられる。

勧進の問題は、すでに、文化史、宗教史、あるいは仏教民俗学の立場から取りあげられてきており、かかる意味で、近來刊行された『元興寺極樂坊中世庶民信仰資料の研究』<sup>(2)</sup>は、中世における勧進研究の基礎的な業績ということがで

きよう。

中世の勧進活動は、東大寺、東寺をはじめ中央の諸大寺や、高野山、善光寺などの全国的に著名な靈場を拠点として、はなばなしく展開したが、とくに京都のように著名な寺院が多数存在する中世の商業都市においては、洛中洛外図をはじめとする絵画資料や日記、文献に頻出するように、勧進僧の活動はもつとも盛んであり、中世の日常的な風俗であったと云えるのである。

しかし、聖や山伏、行人といった庶民僧の勧進活動は、彼等が遊行と山岳抖擗を生命とするものであるところから、全国津々浦々に及ぶわけで、地方的な中小靈場を拠点としても活発におこなわれていたと考えられる。従って、一方で都市における著名な社寺や全国的に信仰をあつめる靈場を中心とした勧進の実態究明がなされる必要があるとともに、他方で地方の中小靈場を拠点として、村落を基盤に展開する地方社寺の勧進のありかたにも注意が向けられねばならないと思われる。

翻つて、「勧進」なる語の原義に注目すると、周知のごとく、すでに法華經や觀無量壽經等の經典にみえるところであり、平安時代においては、「已依聖教及正理、勧進衆生生極樂、乃至展転一聞者願共速証無上覺」<sup>(3)</sup> あるいは、三善為康の『拾遺往生伝』序文に、その編述の意図をのべて、「不更為名問為利養而記只為緣為勧進而記矣」とあるように、その原初的な意味においては「信仰をすすめる」ことであり、經濟性を伴わぬものであった。

しかしながら、勧進の語が、平安時代後期から庶民僧の宗教活動についてもちられるに至ると宗教性に加えて經濟性を帯びた意味となるのである。すでに勧進は古代において「知識結」勧進としておこなわれ、行基とその徒の宗教活動、光覺願經や日本靈異記等にみえる菩薩僧、紀伊國花園村の大般若經にみえる万福法師や阿弥陀聖空也の活動に

うかがわることく、古代社会の連帶意識を基礎に、多人数による作善の功徳が多大であることを説き、罪業滅除のために作善への参加をすすめるものであった。<sup>(4)</sup>

すなわち勧進は、宗教者の唱導と勧化によって、貴賤大衆に仏教的作善のための喜捨や、社会事業への労働力の提供を求める経済行為であったが、結縁者からすれば、勧進への奉加により、自他の罪業滅除や淨土往生が保証されるものであって、経済行為を媒介とした信仰運動であったのである。

天喜四年頃、「經歴國邑」不定居處、弊衣麤衣是為常事、勸進道俗、勤行講經、令<sup>レ</sup>人勸法華、限以<sup>ミ</sup>六万部<sup>(5)</sup>とあるとある六万部聖善法の勧進も、「正曆之初、勸進自他、修<sup>ニ</sup>七日念佛、所謂超昇寺大念佛是也」<sup>(6)</sup>とある清海の七日の大念佛勧進も、法華經や念佛の信仰をすすめる宗教性とともに、それに結縁する庶民に法華講や念佛会等の法会勸修の費用を勧募する経済性が随伴したと考えられるのである。

中世の勧進は、この経済的侧面を媒介とした聖と庶民の宗教的な結合関係を特定社寺の勧募に利用するところにはじまつたといいうるのである。すなわちそれは、巨大な機構を維持し、國家や貴族の庇護を受けてきた諸大寺の經營にもつとも明確にあらわれるのであって、平安時代中期以降、造営料金としての国衙領の衰減や、寺領莊園の変質と衰退によって、寺領からの貢納に依存したその経済的基盤を次第に喪失すると、堂塔伽藍の建立、修造、あるいは仏像の造立、仏画の図絵、法会や年中行事の執行、住僧の生活資糧などの諸経費の確保は、おおむね、別個の手段に求めざるを得なくななり、ここに聖の勧進が資源確保の一方便として取り上げられるに至つたのである。

東大寺は、長和五年すでに「抑寺家為体、堂舍高大、破壞已盛」<sup>(7)</sup>とあって、別当には学識よりも経営手腕のすぐれた僧侶を任じ、破壊の堂舎を修造せしめんとしているが、嘉保三年には、「修造之条、本自家所存也、近代以繰所出

之物、雖加小修造、於大破、去今年依無納物、不堪修造<sup>(8)</sup>」と諸堂の荒廃はなはだしく、東寺においても、治暦、延久年間以降、永久、保元、平治と平安時代末期には、経蔵、食堂、阿闍梨房、中門等の諸堂舎が荒廃し、「寺家為体堂舍傾、危而難支<sup>レ</sup>雨露、牆壁頽落難禁牛馬、僧侶失止住之便、修學闕鑽仰之勤、只為難免之棲徒成旅人之路<sup>(9)</sup>」とその荒廃は眼にあまるものがあつたのである。

従つて諸大寺の常住僧は檀越の資力をたのんで僧房を離れ、「住房側造持仏堂、奉安置数体仏像……(中略)……投少財買取川上之飯盛西脇宇大路田残參段、同限永代宛毎日仏供新畢<sup>(10)</sup>」とのべられるように、別途に持仏堂や個人の住房を建立し、檀越を語らい田地を買得してその経済的基礎を固め、生活の場を僧房から持仏堂へと移行せしめていくのである。そして空房には、「件新古僧房三十間中代旬參住之人朝夕經廻之輩、皆顯房号於間々<sup>(11)</sup>」とかたられるように、常住僧にかわり遊行と勧進を生命とする聖が入りこむのである。南都の元興寺極楽坊は、このような廻国聖の止住と庶民信仰に結んだ勧進によつて、官寺の一部が靈場化し、衰滅をまぬかれた典型的な事例であつた。

如法經關係金石文に、豊前西明寺經筒にみえる「勧進僧遍照」(寛治元年)をはじめとして、「勧進僧慶源」(寛治三年)、「勧進僧延救」(嘉保二年)、「勧進僧安増」(嘉保三年)など、勧進僧が十一世紀後半から次々と登場するのも、かかる宗教界の動向にもとづいて、聖の勧進が寺院あるいは神社の財源確保の要求に結びつき、その機能が勧進僧として明確に中世的分化をとげてきたことを示しているといえよう。そして寺院あるいは神社経済がその多くの部分を勧進に依存するに至れば、必然的に勧進の組織も整備され、大規模な勧進とならざるをえなくなるのであり、勧進團もかぎられた地域や集団を単位とするものから、階層的に無差別の、地域的にも無制限な勧進へと拡大してゆくと思われるのである。社寺はそのために、大勧進職を設置し、特定の勧進僧集団に勧進権の独占を認め、その頭目的僧侶を大勧進聖

人に任命するに至るのである。十二世紀以降の如法經関係金石文に、久安六年の豊前岩屋国魂神社經筒銘にみえる大勸進僧林我<sup>[13]</sup>、仁平四年の武藏白山神社經筒經卷奥書にみえる大勸進僧弁智<sup>[14]</sup>をはじめとして、続々と大勸進僧が登場するのも、社寺の勸進が、かかる勸進僧集団によって組織的におこなわれるに至ったことを反映しているものであろう。元興寺極樂坊で、「坐禪念佛、日没之時西向觀念」した伊賀聖道寂も、「不定在所、身如浮雲、所々名山靈寺、莫不經行」とのべられるように、靈場抖擻の遊行聖であったが、靈場寺院や諸大寺に寄留すれば、保延七年の吉野金峯山世尊寺鐘銘<sup>[15]</sup>に、「大勸進聖人道寂」とあるごとく、勸進僧團の頭目として鑄鐘勸進を担当<sup>[16]</sup>したことが知られ、「或又勸人、鑄造洪鐘大錚一口、施入東大寺、一口進納長谷寺、一口奉送金峯山、永為寺物」とのべられるように、東大寺や長谷寺の洪鐘鑄造も請負う職業的な勸進聖として活動したことがうかがえるのである。

平安時代末期の靈場寺社では、道寂の如き「大勸進聖人」に率いられた勸進僧集団がいくつか集合して勸進を分担したと思われ、福岡県国玉神社銅板經管銘には<sup>[17]</sup>、

奉彌如法妙法蓮華經一部 求菩提山供養畢 大勸進僧頼嚴 小勸進勢実 康治元年十月廿一日供養畢 同日堂供養  
了 大勸進雅財 十二神將 勸進行實……(下略)……

とあって、写經、堂舎建立、仏像造立がそれぞれ別個の勸進僧集団によって分担されたことを示しているのである。

乾元二年の当麻寺講堂棟札には、別當僧とは別に、大勸進恵阿、勸進定尊のほかに惣勸進僧衆生の名が記されており、惣勸進が大勸進の上に設置される場合のあつたことを示している。河内国岸田堂長樂寺の洪鐘銘<sup>[18]</sup>にも、「寺塔鐘惣大勸進聖人定眼房良円」とあり、堂舎、塔婆、洪鐘をそれぞれ分担して勸進造立する勸進僧集団を、最終的に統轄する存在として惣大勸進聖人が設けられているのである。ここに勸進の組織化と分業化がすすみ請負事業的形態をと

る中世的な勧進のあり方が推察できるのである。

東大寺三月堂の修造にあたって、秀恵大法師の企てた政所以下満寺衆を対象とする知識勧進が修造事業の遂行に全く無力であり、広汎な一般社会を基盤として、すぐれた勧進の組織を持ち配下に工匠集団を抱えた俊乗房重源に依頼してはじめて修造の目的を完遂することができたとするのも、諸大寺の經營のなかに組織的な請負事業団体として位置を占めた中世的な勧進僧団の成立を認めるができると思う。そしてこのような勧進が寺院經營の有力な手段として公認されれば、大勧進職は常設され、勧進所が寺院機構の一部として機能し、寺領の經營をはじめ、寺院經濟に重要な役割を果していくと考えられるのである。

ところで、中央の著名な諸大寺社において、かかる請負的な勧進が一般化するなかで、中世の地方社寺においては、勧進はいかよう展開していくのであろうか。聖や庶民僧の勧進は、新たに抬頭する土豪的武士や有力農民を主たる支持者として、地方靈場の仏教化、中世的な庶民寺院の形成と發展に多大の役割をはたらいたと考えられるのである。

そこで、以下の具体例を近江江北の社寺資料に求め、勧進僧の性格や組織、奉加のあり方、勧進の手段、さらには、勧進を支える宗教的基盤にわたって若干の考察をおこない、中世における地方社寺の勧進について実態解明への手がかりを求めてみたいと思う。

### 一 勧進僧の性格と組織

1

江北すなわち、長浜市と坂田、東浅井、伊香の三郡における勧進資料の初見は、長浜市びわ町八木浜神社の神鏡銘

文である。<sup>[20]</sup>

### 梅本一品大菩薩

右七郷之上下諸人、依宮司僧隆順勧進、請鑄物師清原重盛神鏡鑄進 仍為後見注之

仁平二年壬申二月七日

とあり、「七郷之上下諸人」とあるように、平安時代末期には、村落を基盤とする勧進がおこなわれていたことをうかがわしめる。

ついで、鎌倉時代に入ると、寛喜三年の円満寺鑄鐘勧進<sup>[21]</sup>をはじめ、淨信寺地蔵菩薩造立勧進（仁治三年）、<sup>[22]</sup>已高山鶴足寺一切經勧進（文永五年）、<sup>[23]</sup>番場蓮華寺鑄鐘勧進（弘安七年）、<sup>[24]</sup>大吉寺一切經勧進（弘安八年）等、金石文や勧進状などから、江北一円に勧進活動がさわめて盛んであったことがうかがえる。

また、伊吹修驗を構成する靈場寺院の一つである坂田郡山東町朝日の觀音寺<sup>[25]</sup>にも、鎌倉時代における寺僧の勧進を伝える注進状の案文が存在する。

一、二王像 文永八年寺僧勧進之 三十年之間月次□□講說出米析ゑて作之

一、当寺敷地事 本ハ伊賀阿闍梨泰西領地也於然正元年中に寺僧等領家に申て寄進之 御序宣安文備之

一、政所造立 弘長三年寺僧等勧進之

一、成正名 文永二年寺僧等領家申寄進之 御序宣安文備之

一、椎鐘 文永七年勧進之 銘文備之

一、鐘樓造立 文永十一年山の木出 虫くいてかれたる木をもて造立之

- 一、内室造立 建治元年淨勝房阿闍梨勧進之
- 一、大般若經 建治二年寺僧等勧進として行智房阿闍梨円海海智三人行如法經勧進して迎之
- 一、本堂三間四面 弘安八年寺僧等勧進として造立之、此時始念性問田堂三間廊助成之
- 一、両所御寄進 弘安八年に始堂籠聖人供忻出□□□往古は一向無縁に長日の行法を勤行す
- 一、五部大乘經 弘安十年寺僧勧進之
- 一、涅槃像曼荼羅 正應四年美乃法橋勧進之
- 右寺僧勧進之分粗注進如斯

この寺僧勧進注進状案は、書体からおよそ鎌倉時代末期と推定されるものであるが、前半欠紙であるところから、寺僧による勧進のすべてを伝えたものではない。しかしこの記載から観音寺は正元年中に敷地を獲得して寺地を定め、弘長年間より、文永、建治、弘安、正應に至るおよそ四十年間にわたって寺僧の勧進がおこなわれ、本堂、鐘樓、梵鐘、仏像、経巻、仏画等がととのえられ、さらに寺院経済の基礎となる田畠の寄進もうけ、寺觀の整備されたことが知られる。

ところで注進状に記載された事例のうち、觀音寺敷地については、別に伊賀阿闍梨泰西の畠地も寄進されており、觀音寺に、泰西の延応二年二月二十三日福宝寺宛の光包名畠所当一斗の灯油寄進状<sup>128</sup>が存在する。さらに領家から敷地の寄進をうけたとのべる正元年中には、仏供灯明料として私田五段分米三石五斗が別途に施入されている。すなわち、書簡の紙背に、

近江国 大原庄官預等

有御施入私田伍段 分米參石五斗者

右件田者為參悉谷觀音堂仏供燈明寺僧等各依歎申上、所有御施入也、沙汰者承知莫違失故以所仰如件

正元二年三月 日

大法師 在判

院司威儀師

別當法印權大僧都在御判

と記載されており、この記録によれば、觀音寺が寺觀を整え寺号を称する以前には、「參悉谷觀音堂」と称したこと  
が知られる。觀音寺は「堂」から「寺院」へと、寺僧の勧進により発展したのである。觀音寺への寄進田畠について、  
乾元二年五月八日の得分米配分連判注進状に、「御寄進内十七坊配分田畠事」とあるので、正元年間から約四十年を  
経過した十四世紀の初頭には、一山の僧坊十七坊で構成される寺院に成長したことが知られ、坊毎の得分米一斗余が  
定められている。勧進が地方における庶民寺院の成立の發展に強く結んでいるのである。

また、寺僧勧進注進状にみえる成正名については、別に文永一年正月、預所の觀音寺寄進田畠免田状があり、<sup>24</sup> 「大  
原庄夫馬村内平野山成正半名田畠事」として、「右件名田畠<sub>段</sub>参事、前預所宗秀上座申入子細寄置當伽藍畢」とのべ  
ている。事実弘長三年四月付の預所教善房上座宗秀による所当米二石七斗、畠地子三斗五升の成正名田畠得分の寄進  
状も残されており、田畠の寄進が莊園領主や在地莊官の支持によってなされているのである。  
弘安八年に堂籠聖人の供料にあてられた「兩所御寄進」とある田畠についても、乾元一年の得分米配分連判注進状  
に、

新田壱町御寄進并九房殿御寄進一段半内二石如法経聖人供析、二石長日三時千手行法聖人供析 残米三石余御油  
并御仏性析也

とあるので、堂籠聖人とは、如法経聖人と千手行法聖人を指し、両所とはこの新田壱町と九房殿の寄進田一段半を指すことが知られる。さらに新田壱町とは、地頭大原氏により寄進された村居田郷新田并畠壱町であったことが、永仁三年八月二十三日の地頭大原氏の寄進状案文によりうかがわれる。寺觀の整備が進むなかで、常住の聖に対する生活の資糧も、寺僧の勧進により、在地支配者の田畠寄進をうけて確保されていくのである。

最後の涅槃像曼荼羅は、涅槃会にもちいられた积迦涅槃図であろうが、正応元年十一月源氏田地寄進状<sup>印</sup>に、「奉寄進、觀音寺名田事、合參段者、字深町涅槃会新田也」とあり、寺僧勧進の成果として涅槃会田の寄進もあつたことが知られる。乾元二年の得分米配分寺僧連署注進状には、「深町分米一石八斗、涅槃会仏供僧餉析、十一月十五日六日兩日斬也」とあり、正応元年頃年中行事としての涅槃会が確立し、それにもちいる涅槃図の制作と、その経済的基礎である料田の獲得が、寺僧の勧進によってなされたことが知られるのである。

以上のべたごとく、觀音寺の寺僧勧進注進状をめぐる若干の事例からもうかがえるように、觀音寺は寺僧の勧進により領家、在地莊官や地頭など支配層からの大口の寄進奉加をえて、正元年間以降約四十年の間に「堂」から「一山寺院」へと急速に発展したのである。直接残された文献記録には、勧進の対象として庶民は登場しないのであるけれども、觀音寺が、伊吹山の靈場信仰を背景とする庶民寺院であることよりして寺僧勧進と語られるなかには当然地域の民衆の零細な奉加が含まれていたとみてよいであらう。

伊香郡の已高山鶴足寺も、十一面觀音を本尊とし、中世には、「長日護摩供養法之衆」と「年中不斷如法経之徒」

を中心に一山九坊で構成されていたが、文永五年、一切經講入の費用調達のために、百日百部の法華經書写をおこなつて結縁者をつのり、「書写無欠之終隨而勸進速成、度唐忽到同七年得一切經」とかたられている。<sup>63</sup> 観音寺の寺僧勸進注進状にも大般若經を購入するため、行智房阿闍梨等が勸進の方便として如法經をおこなったことがみえている。中世に鎮魂と滅罪の宗教的実修として庶民化した如法經<sup>63</sup>が、伊吹山の靈場信仰と結んで勸進の手段とされたと考えられるのである。そこには当然靈場への信仰を保持する庶民層の結縁奉加が多数あつたと想定してよいであろう。

## 2

村落を基盤とする地方の庶民寺院では、勸進を担当する宗教者は、永正元年、近江滋賀郡下坂本村生源寺の梵鐘<sup>64</sup>が、勸進沙門に摂州兵庫の十穀則阿を迎えて鑄造されたように、遊行回国の聖に勸進を委嘱する場合もあつたと考らられるが、その多くは寺院止住の寺僧を中心とする勸進であつたのではないかと思われる。

先に掲げた觀音寺の寺僧勸進状の案文や、乾元二年の得分米配分連判注進状にもうかがえるように、靈場信仰を背景として成立した庶民寺院においては、元来それらの寺院を構成する宗教者は、如法經聖人や長日千手行法聖人のごとく、修驗的な性格の庶民僧であるから、彼等はその基本的属性の一として、本来勸進性を具有していたと考えられる。従つて、寺僧とは称しても、諸大寺の僧房に止住し、經典の読誦・講説や教理の研鑽、法会の執行に従事してきた住僧とは異質の存在であると考えなければならないのである。

ところで、寺僧勸進注進状案について、大原の觀音寺における勸進活動の具体相を伝えるものは、応永二十六年における本堂の再建事業である。觀音寺は応永九年八月中旬の大風によって、堂塔房宇が破壊したので、勸進による復

興を決議しており、以来そのための勧進活動がおこなわれていたものと思われる。応永十二年の本堂御造作次第によれば、その規模は、本堂のほか附属する堂舎として、東西五間ずつの廻廊、籠門、行者堂、不動堂、鐘樓、閑伽井、鎮守、三重塔婆、阿弥陀堂、藥師堂、食堂の諸堂舎であった。応永二十六年はその事業がなお継続していたものであろう。

応永二十六年の『本堂造作日記帳』<sup>68</sup>によれば、再建の資縁を募る勧進と造営完了までの責任者は大聖房慶海であった。「奉行 大聖房慶海也」「堂奉行者、大聖房、帳尾公、年行事ハ平等房」とあり、また「院主 実慶法印」とあるので、院主や年行事とは別個に臨時の造営担当責任者として大聖房慶海が任せられ、帳尾公なるものがそれを補佐したものと思われる。

このような奉行僧が勧進僧を意味することは、奈良市靈山寺の貞治五年、藥師三尊懸仏銘<sup>69</sup>にも、

文和二年  
丙午三月 日 勧進始畢

貞治五年  
丙午三月 日 造立究畢

奉行僧主西

とあることにもうかがわれ、謂わば觀音寺の大聖房慶海は大勧進僧の如きに相当する存在であったと思われる。大聖房は、天文二十一年の觀音寺一山二十三坊の書上げによれば、二十三坊の一としてその坊名がみえるので、大聖房慶海は遊行回国の勧進聖ではなく、塔頭二十三坊の一である大聖坊の坊主であった。また、文明十二年の『觀音寺諸講説帳』には、大聖房慶海の寄進田として、「御影供田小五斗」をはじめ、法花講田、學頭田等々八段余の田畠を寄進しており、名主的僧侶であったことがうかがわれる。すなわち一山を構成する坊主のなかより、経済力を保有し、勧

進と造営事業の手腕に秀でたものとして、慶海が奉行僧にえらばれたものと考えられる。

また、長禄四年の『食堂帳<sup>レシ</sup>』によれば、観音寺は同年四月より食堂の建立をはじめ、寛正四年の造営完了まで勧進をおこなつたが、勧進と造営事業の責任者は大乗坊とその配下で中之坊が担当している。惣村、近在寺院や僧侶よりの奉加金の取締、散錢の管理、坊別出錢、交衆出錢の管理、在地有力者よりの借錢など資金調達や造営時の出費を管理しており、奉行僧、勧進僧としての活動が認められる。大乗坊も中之坊とともに「一山二十三坊の一」であるが、大乗坊は文明十二年の『観音寺諸講説帳』には、法花講田一段を寄進しており、同年の『仏田目録』にも、山室保分として「盆僧供田一段小一石」、常喜院分として「一段四斗」など田地を寄進しているので、観音寺寺僧であるともに大聖房慶海と同じく名主的な僧侶であつたことがうかがえる。

さらに観音寺は、文明八年より九年にかけて、本堂再興造営のための勧進がおこなわれたが、同八年の『造作記録<sup>レシ</sup>』によれば、造営の中心人物は谷本坊老僧聖尊と密厳坊源慶であり、その他勧進者のなかには、大聖坊、密藏坊、円淨坊、千藏坊など一山の坊名がみえている。

密嚴坊源慶は、文明十二年の『観音寺諸講説帳』によれば、これ又、御影供田、法花講田、天神講田などを観音寺へ寄進しており、同年の『仏田目録』にも、「相撲庭ノ字中カハラノ田 小一石」をはじめ「伊吹の田 大一石」上坂郷分として、「仏性田 一段小九斗」など田地の寄進が認められる。谷本坊の坊主聖尊も、文明十二年の『諸講説帳』には、御影供田の「半二斗五升」をはじめ、法花講田、懺法講田を寄進し、同年の『仏田目録』によれば、山室保分として、「一段小一石九斗」をはじめ、七条庄分「一段六十歩 一石二斗」等田畠の寄進が認められ、いずれも名主的僧侶であつたことがうかがわれる。

彼等は観音寺を構成する僧坊の坊主として、それぞれ名田を所有し、それを經營の經濟的基礎としつつ、その配下に山伏、行人、聖等の下級僧を擁して宗教活動をおこなったと考えられる。観音寺の康永三年七月二日『聖尊名田得分米支配置文』<sup>(42)</sup>によれば、阿闍梨聖尊は、壱町九反大の名田の得分米、十九石一斗三升の配分について、その内、観音寺光明真言護摩供料等に寄進した十一石七斗を除き、残米七石四斗三升は、「遺弟譲之 一人別五斗宛余分在之」とし、「右件名田得分米者聖尊之相伝私領得分也、雖然為後生菩提寄進當寺三宝譲与當寺居住之遺弟、若狹阿闍梨、佐渡阿闍梨、信乃公、越中公、石見公、上総公、美乃公、伊与公、上野公、行円房、觀智房、覺円房、以五斗宛可勤仕本尊、□離山之時者可譲弟子、無弟子者為遺弟計」とのべ、国名を背負う九名の僧侶を含め十二名に分ち与えているのである。観音寺の坊々には、このような国名を背負う宗教者が絶えず住山と離山を繰返し、それぞれ坊主のもとで山岳修行、遊行勧進、祈禱その他の宗教活動に従事したものと考えられる。寛正四年観音寺食堂造立時の神事書には、「大聖坊之少式公」、「大聖坊之武藏公」、「密藏坊之信濃公」、「密藏坊之猿滿殿」、「中之坊之加賀公」、「中之坊之岩見」、あるいは、「谷本坊之侍從公」、「谷本坊之右京公」、「谷本坊之上野公」等々とあって、坊それぞれに国名や官名を名乗る複数の下級僧が所屬していたことを示している。

このような庶民僧は観音寺のみならず、太平寺、弥高寺、長尾寺など伊吹四大寺にいたことが天文九年の伊夫氣神社上葺修造勧進の奉加帳や伊吹三宮神社の勧進奉加帳<sup>(43)</sup>にみえており、湖中の靈場寺院竹生島寶嚴寺にも応永二十四年の竹生島衆徒起請文<sup>(44)</sup>に、「三位」、「上野」、「武藏」、「侍從」、「和泉」、「式部」といった国名・官名を持つ下級僧が署名している。信濃善光寺においても『吾妻鏡』弘長三年三月十七日条の善光寺不斷經衆不斷念佛衆結番者のなかに、「河内公俊栄」、「出雲公尊海」、「讚岐公俊昌」、「豊後公幸源」、「美濃公尊覺」のような国名をになう僧がみえており、

延応三年七月十五日の善光寺不斷念佛用途の定書には、「一、連日不參事」として、「右雖<sup>ニ</sup>他行雖<sup>ニ</sup>籠居不參可過<sup>ニ</sup>両月者、置代官可致<sup>ニ</sup>其勤」<sup>④</sup>とあるから、勧進のための遊行や山林修行をおこなう行人的な性格の聖であつて考えられ、一般にこのような下級僧の存在は中世の靈場寺院に普遍的に認められるところであろうとおもわれる。

応永二十六年一月の『觀音寺本堂造作日記帳』の奉加錢の記載中には、「三百文<sup>密藏房<sup>ヨリ</sup></sup>」、「六十文 勸進<sup>あか井房<sup>ヨリ</sup></sup>」、「百十文、あか井坊<sup>ヨリ</sup> イタナミノ」、「十五文春照<sup>あはそべ  
あか井房<sup>諸取</sup></sup>」、「十文 梅本坊<sup>ヨリ</sup>」のようにあり、文明八年三月の『本堂造作記録』にも、「三百文 取繼 密藏坊<sup>去方ヨリ</sup>」、「百文<sup>奉加</sup> 取繼 円淨坊<sup>七条中野村藤介</sup>」、「五百文 渡野部西方 取繼 円淨坊<sup>」、「三百文 奉加 去方ヨリ取繼 密藏坊」、「百文 奉加 又 密藏坊」などとあって、かような一山の下級僧が坊主のもとで、それぞれ勧進に從事したことが推察されるのである。</sup>

また、江北の長浜八幡神社においては、勧進所が設置され、永享七年より同十一年にわたる塔建立勧進には、足利將軍家や在京有力者からの奉加物受取に、聖が使者として派遣されている。<sup>⑤</sup>在地の豪族や庶民に対する勧進とは別個に、地域をこえた広範囲な勧進が勧進所の聖によりおこなわれたと考えられる。

時代は下るが、江戸時代初期の同社の二十一坊関係史料や寛永十六年八月十五日の密藏坊等連署書状<sup>⑥</sup>によれば、八幡神社の別當寺新放生寺二十一坊のうちには、裏方別所として近江飯道寺末の山伏修驗の坊があり、裏方別所の唱える飯道寺末寺の主張はしりぞけられて、新義真言宗惣持寺末にくみ入れられたが、薬師堂修理の勧進に從事しているので、中世の長浜八幡神社の勧進には、山伏もその一翼になつていたと推察される。

また、坂田郡伊吹山の山麓で伊吹の山の神をまつる伊夫岐神社においても、天文五年から同十年にかけて、本願源盛により社殿再興の勧進がおこなわれたことが現存する六冊の奉加帳からうかがわれる。<sup>⑦</sup>

一般に、かような本願は勧進聖の別称であり、その呼称は十五世紀中頃より金石文等に多数認められるが、『紀伊続風土記』によれば、近世初頭には、橋の本願、道の本願として賤民化あるいは乞食化した聖の称呼であった。大永三年、東浅井郡上草野柏堂神社へ六十六部の法華經一部を奉納した「江州小谷住 聖快運」<sup>52</sup>は、大永七年八月の草野神社所藏法華經普門品奥書に、「本願 小谷快運」と名乗っており、聖と本願とを使い分けている。

時代は下るが、江戸時代初期の備中吉備津宮境内には、勧進聖である本願の居住する「本願寺」があり、「本願所務仕きたり候分は、四拾五石ニ而候、五石は坊主塙忍領、四十石は建立領と申ならわせ候、本願代々四十五石所務いたし來候付而本願一人破損修理無恙仕候」<sup>53</sup>とあり、神殿の建立や修理のための社領四十石を管理していた。また、吉備津宮社家中訴状案にも、「惣而當社本願職之儀者、何宗によらず、修理興隆仕仁すゑ來申候、勿論、神前社役等之儀者、八十余人之社人之外相勤申事無御座候」とあり、本願は勧進のほかもっぱら修理田の管理と社殿の修理事業にたずさわっていたのである。

坂田郡能登瀬の善性寺も、江戸時代宝暦三年輪王寺宮の令旨<sup>54</sup>によれば、平尾山本願房善性寺と号し、「仏光寺門跡之末寺而兼主同國同郡青木社別當」とあるように、真宗仏光寺派末寺にして山津照神社の別当をつとめていたが、青木大慈天王社（山津照神社）の修造を命じた曆応二年十月四日の光嚴院宣には、本願上人御房とあり、本来、中世には勧進聖である本願が、社辺に止住して本願の寺庵をいとなみ、やがて別当寺善性寺として発展し、さらに真宗寺院となつたものであることがうかがえる。

応永二十六年の『觀音寺本堂造作日記帳』の奉加記録中に、「一貫文 本願寺ヨリ」、「一貫文 本願寺式部卿」とみえているのも、かような勧進聖であるところの本願が居住する本願の寺、謂わば勧進所の存在と靈場寺院とのつな

がりを示すものとして興味深いものがあるといえよう。

3

ところで、貴賤上下を問わず、一紙半錢の喜捨を求める中世の無差別勧進への奉加は、結縁者の財力と信仰心の浅深に応じて、任意の額の米錢奉加がおこなわれるのが建前であり、そこに勧進に対する結縁奉加の本来的な意味があつたと思われる。とくに都市においては、このような奉加も多くあつたと思われるが、地方村落ではいかようにおこなわれたのであろうか。奉加者の階層や性格と奉加の実態を近江江北の社寺奉加帳をめぐってさらに検討してみよう。地方村落における勧進奉加は、一方で、寺社の信仰圏や氏子圏を中心に、かぎられた地域において、在地支配層や富裕農民、寺院・神社から個別的に奉加を仰ぎ、あるいは莊園村落から一村単位に一定額の奉加を仰ぐ方式があるとともに、他方では勧進札等をもちいて、身分、階層や地域に関係なく、山伏や聖の遊行勧進により、無差別に結縁奉加を求める方式の二つが併行しておこなわれたのではないかと考えられる。

前者について応永二十六年の『觀音寺本堂造作日記帳』にあらわれた奉加者についてみると、本堂柱立時奉加として、卯月二十六日の柱立から、同年十二月にかけて二百七十件にのぼる奉加を記載している。まず個人奉加として、「一貫文 石田東殿」、「五百文 河道ノ神部殿」とあるような殿原衆、「五百文 坂口ノ源五郎」、「三百文 夫馬治郎」あるいは「五百文 石田ノ衛門」など、村落の富裕な有力農民又は名主層と考えられるもの、そのほか「四百文坂口法性」、「五百文 坂口西念」、「一貫文 横浜ノ性忍」など村落における法体の俗人あるいは宗教者と思われるものの個人奉加があり、これらが数的にも、奉加の額からしても、勧進の中心であったことが知られる。

また「一貫文 大山寺ヨリ」、「五百文 林泉菴」、「一貫文 河道の田中寺」といった寺院よりの奉加や、「一貫文 院主池之房」をはじめ、「一貫文 一乗房」、「五百文 密藏坊」、「五百文 大乗房」など観音寺の坊々からの出錢も認められる。長禄四年の『觀音寺食堂帳』にも、「九貫五百文 大 坊別の出錢 十九之分」、あるいは「武貫八百文 大 ケウシユ出錢十四人分」などがあるので、一山寺院は交衆分としてあるいは僧坊単位の割当額を出錢したことが知られる。

また、奉加者のなかには工匠など職人集団による奉加もあり、「五百文 石田ノヒワタ大工」、「百文 材木ノ左近四郎」、「百文 村井田ノ治部（鍛冶）ノカチ」、「百文 大工左衛門二郎」、「七百文 左近四郎ヨリ」、「百文 八条ノ左近四郎」と、個人奉加があり、文明八年の觀音寺本堂再興勧進にも、「一貫三百文 番匠中ヨリ廿二人」とあって集団による寄進も伝えている。彼等の奉加で注目されることは、個人としての結縁奉加とは別個に、勧進者としても活動していることで、「三百卅三文 衛門太郎 カチヤノフタ」と衛門太郎は勧進札をもちいて、鍛冶屋仲間を勧進したようであり、また、「拾貫文 大工方ノ勧進」、「一貫五百文 惣ノ大工方ヨリ勧進」と大工による勧進も認められ、また大工左衛門二郎と小工左近四郎については個人奉加とは別に、「一貫文 大工左衛門二郎勧進」、「五百文 小工左近四郎勧進」とあり、彼等は奉加の施主であると同時に、勧進者として勧進を分担しているのである。地方における中小寺社の勧進には、止住の僧侶や山伏など宗教者による勧進のほかに、それに結縁奉加する施主が時に勧進者として協力したとおもわれる。勧進する宗教者と結縁奉加する民衆とが截然と分離しない所に村落勧進の一特色があつたと思われる。

このような事例は近江江北以外にも認められるところで、例えば、

兵庫県出石郡宮内にある東光院總持寺本尊千手觀音胎内納入の觀世音菩薩造立勧進奉加帳によれば、その末尾に

本願十穀六十六部 西林坊光盛 敬白

脇本願 菊藏 智善房 聖行徳

天文四年乙未六月十八日

とあり、回国の十穀聖西林坊光盛を勧進聖とし、菊藏以下の三名が脇本願として勧進を分担しているが、この三名は、「本尊造立奉加施主人帳事」として、東光院清祐以下三十七名の施主をしるす内に、智善、菊藏、行徳として記されており、彼等は施主として奉加すると同時に、一方で脇本願として十穀聖の勧進をたすけたのである。

応永二十六年の『造作日記帳』にみえる觀音寺本堂造立奉加者のなかにも、「百文ほそへノ兵衛二郎」、「百廿六文ほそへノ兵衛二郎」と、一度にわけての奉加が記され、後者が百廿六文という端数の金額を含む奉加であることは、まず個人として百文を奉加し、別途に近隣者を勧進した奉加錢百廿六文を納めたことを物語るものであろう。さらに「二貫八十四文 大清水ノ道仙」とあるのも、あるいは、文明八年の『觀音寺本堂造作記録』の奉加に、「一石七斗八升六合 中村小工小目」、「一石六斗六升六合 小工小目」あるいは、「二貫三百十八文 大原小目」とあるのも、奉加に端数を含むところから、俗人が米錢を勧進して奉加したものであることを示していよう。

このように篤信の一般農民や番匠等の職人によって勧進が分担され、脇本願的な活動をおこなうところに、中世における村落勧進の特色の一が存したといえよう。

奉加で次に注目されるのは、惣として一村がまとまつた奉加をする場合である。応永二十六年の觀音寺本堂造立奉加には、「五百文 石田村人中ヨリ」、「五百文 夫馬村人ヨリ」等とあって、二十三ヶ村にわたり、村落単位の奉加が

認められる。これらの村々は、姉川、草野川を境に南方に展開する坂田郡または現在長浜市に所属する村落で、観音寺の信仰圏や寺領所在地の村落が多いのである。自治体として一般農民を含む奉加がおこなわれたのであり、庶民に於ける作善の集団性を示すものであろう。奉加額の総額は二十三カ村で十三貫三百文を数えるが、これは百一十五貫百三十四文の奉加総額よりすれば、一割強にすぎないのであり、当時の惣村単位の奉加が占める経済的位置を物語つている。いずれにせよ靈場寺院の勧進が、一方で惣村の発展に結んでいたことを示していよう。

文明八年の觀音寺本堂造作の奉加にも、「五斗 寺升 御油田下村」、「一石 高番村人」、「五百文 大清水ヨリ惣中」、「五百文、村井田ヨリ惣中」等とあって、惣村の奉加を伝えており、永享七年から同十一年にわたる長浜八幡神社の塔建立奉加にも、「二貫文 朝妻村」、「二百文 横浜人々」、「六貫文 今津」、「弐貫文 高田村」などとあり、同社で永享七年に興された勧進猿樂にも、棧敷注文次第によれば、村落からの棧敷注文が、河内南浜、西浜 南山階村、八木浜村をはじめ十一カ村にわたって認められ、三河村、四木村は各々二間の棧敷を、今浜村は一村で三間の棧敷を注文している。村落の経済的向上と勧進の結びつきを如実に示しているといえよう。

もと、東浅井郡尊勝寺村の真宗称名寺の所有であった和泉泉州北郡万代莊八幡宮の古鐘印にも、

応安六年癸巳年閏十月三日

大施主 沙弥 宗稟

大施主 惣莊

大工 藤原友吉 我孫

とあって、万代莊の莊民が領主大内氏とならんと大施主となつてくるのである。

また備前清田八幡宮の文禄三年上葺再興棟札にも、有南院法印長宗の一紙半錢の勧進に応じ、「勧進之事」として、郡奉行や在地の有力者とならんと

### 火打村

米五斗次郎右衛門 同壱石一斗七升惣村中

### 河張村

銀子三匁三郎右衛門 米一斗一升惣村中

の如く、十四カ村にわたり、惣単位による米錢等の奉加が認められる。個人奉加米九石三斗七升五合に対し、惣村の合計高は四石三斗二升四合であり、同じく銀子奉加個人の五十四匁五分に対し、惣村より三十匁六分と、個人奉加のほぼ半額に達している。村落単位の勧進が、中世末期に至つて次第にその比重を増したことが知られる。

ところで、応永二十六年の観音寺本堂造営の奉加には、「五百文觀音堂本庄ノ村人、五百文同薬師堂村人」の記載があり、惣村におけるそれぞれの村堂を中心とした村落民の惣的結合が、これら惣村勧進の下部構造であつたことを示している。

『菅浦文書』応永三十二年十一月二十七日の金泉房支重寄進状によれば、菅浦如法經庵室の永代本願旦那は、竹生島金泉房阿闍梨玄重であり、「菅原住人竹生嶋之金泉房」と称し、庵室の敷地一所を惣庄より寄進されている。竹生島宝嚴寺のような地方的靈場寺院に所属する宗教者が寺領のある村落に居住し、生活の場や資縁の提供を惣村から受けているのである。このような惣村の宗教的施設とそこに止住する宗教者を媒介として、靈場寺社と惣村が宗教的に結びつくとみてよいのではないか。村落単位の勧進に、村堂や庵室とそこに止住する庶民僧を中心とした村民の

宗教的な結合が、下部組織的役割を果すことが考えられてくるのである。長禄四年の觀音寺食堂造営奉加のなかに「五百文 中之坊納 十一所村人ヨリ奉加」、「一貫文 中<sup>中之坊</sup> 坂口ノ百姓ノ惣ヨリ奉加」とみえるのも、靈場寺院の宗教者が個別的に、宗教的施設をめぐって惣村と結んでいたことを推察せしめるのであり、それらを勧進の社会的基盤として、中世の村落勧進のおこなわれたことが考えられてくるのである。

## 二 勧進の方法

### (一) 勧進札

1

すでに述べたごとく、中世の勧進は、寺社の事業資金や止住する宗教者の生活資糧も確保するという、経済的目的を第一義とするものであったから、おのずと勧進の規模は拡大し、地域的にも階層的にもより広範囲の貴賤大衆から、無差別、無制限に一紙半錢の合力を募る必要があつたと考えられる。ここに、その要請にこたえるもつと有効な勧進法の一として、勧進札による勧進が登場したのである。

一方、庶民においても、すでに指摘されているごとく、多数作善による功德を尊しこと/or>する信仰が存在したから、均質的でより簡便な作善参加の方法が求められたと考えられ、中世の元興寺極楽坊庶民信仰資料群にも認められるごとく、塔婆供養、柿経の書写、木製小型五輪塔婆の奉納等々大量勧進の一手段として、勧進札や供養札が歓迎されるに

至つたと考えられる。

勧進札は、古代貴族等が個人的作善の一便法としてもちいた印仏による作善を、中世に至つて、勧進聖が勧進の一手段として大衆作善に転用したものとされており、作善参加の簡便さとともに、勧進者の側においても、あらかじめ一定の枚数を大量に準備しうることと、また、札一枚についての奉加の金高、穀高をあらかじめ定めることによつて、奉加の金品の煩雑な勘定の手間をばくぎうるという利点を具備するものであつたゆえに、中世におけるもつとも普遍的な大衆勧進法の一となつたと考えられる。謡曲『自然居士』に、東山雲居寺造営のため、七日の勧進説法をおこなつた自然居士が、説法一座述べるにさきだつて、聴衆に、「雲居寺造営の札召され候へ」と、勧進札を勧めるくだりが語られるのも、寺社の造営や修復に携わる勧進聖が勧進札をさかんにもちいた事実を反映していよう。かくて、現今伝存している、中世の著名な勧進札として、文永五年造立の元興寺極楽坊聖徳太子像胎内納入の太子仏供千枚勧進札<sup>60</sup>をはじめ、元興寺南大門万枚供養札<sup>61</sup>、本願橋明の伊勢内宮大橋勧進札<sup>62</sup>、唐招提寺所蔵の唐招提寺金堂积迦修造勧進札<sup>63</sup>、同舎利不斷念佛勧進札<sup>64</sup>、同千手觀音供養勧進札<sup>65</sup>、あるいは同寺蔵「善光寺 六万枚内 本願主賢曉」の印記を有する鎌倉中期の摺仏<sup>66</sup>や法隆寺西円堂、岡本塔などの万枚供養札<sup>67</sup>等々を指摘することができよう。

ところで、このような勧進札は、地方の中小靈場寺社においてはいかように使用されていたのであろうか。室町時代における江北の社寺資料のなかから、使用の実際をうかがつてみることにしたい。

仁文明の乱の余波が及び堂舎が破損炎上したためであろうか。文明九年、谷本坊老僧聖尊、密藏坊源慶等の寺僧を中心<sup>62</sup>に、本堂の再興に着手し、事業の完成は文明十年五月の頃に及んでいる。文明八年三月より、造営費用確保のため、さかんに勧進をおこなったことが同寺所蔵の『本堂造作記録』<sup>63</sup>にみえ、とくに文明八年九月本堂造立勧進奉加には、紙袋をもちいた奉加米や穀類・苧麻の寄進奉加とともに、「錢納」として勧進札による奉加が多数記録されているのである。すなわち同奉加記録によれば、錢貨の奉加においては、「百文 奉加 伊吹妙真」「三百文 奉加 市場孫太夫」のごとく、金高百文を基準に、それ以上の金額を奉加した場合には、「奉加」として、その金高と奉加者の姓名を記載しているのであるが、百文以下の零細な奉加については、主として勧進札を使用したため、奉加者個々の氏名、金高は記載されておらず、勧進を担当した聖や庶民僧の僧名と、勧進札の種類、枚数、勧進によって得た金高が一括記載されているのである。例えば

六百六十文 無札 赤滝寺侍従公慶

四百八十二文 十文札四十七枚同

百八十三文 六文札卅枚同

百卅文 六文札廿枚了徳

……(中略)……

八十文 十文札八枚大聖坊

四十二文 六文札七枚同

三百文無目錢 十文札卅枚民部公 皆成

三百九文 十文札卅枚密嚴坊

等々とあり、勧進札に十文札と六文札がもちいられ、別に「五百文 長札 覚円」のごとく高額寄進者に長札が与えられている。勧進札による奉加の金高は、六文札が八十八枚で五百四十一文、十文札三百三十二枚で三貫百八十八文、長札三枚で一貫五百文となり、「廿文 円乘坊ヨリ去年の札錢」といった記載も含め、その総額は七貫四百九十八文となり、文明八年九月以降の奉加帳記載の奉加総額百四十貫四百二十二文からすれば微々たるものにすぎないとして、有力社寺や、在地土豪あるいは村落を単位としておこなわれる地域的な大口の奉加と併せて、一般庶民から六文、十文といった零細な奉加を個別的に求める無差別勧進がおこなわれたことをよく示しているのである。勧進者はあらかじめ十文札何枚、六文札何枚とそれぞれ捌くべき枚数を割当てられていたのであり、捌けるに応じて納金したものであろうとおもわれる。

百三文 十文札十枚 上泉房

六十文 六文札十枚 同 売成

のごとく、「皆成」の註記がところどころに認められるのは、受持枚数を捌き終り、勧進錢を納入し終えたことを意味していると考えられる。

なお「無札」と註記する記載が六カ所計一貫文認められるが、これは、「十文 無札 志」のごとき記載からして、勧進聖の唱導勧化に対する結縁者の奉賽のごときものであろう。

応永二十六年の觀音寺『本堂造作日記帳』<sup>73</sup>にも奉加の記録に「廿六文 本堂ノフタノ錢」とみえており、觀音寺においてこのようないいわば「無札」の奉加がしばしば使用されていたことが知られる。同記録にみえる「六十文勧進 あか井房ヨリ」、

中世における地方社寺の勧進（佐々木）

「三百文 密蔵房ヨリ勧進」のごとき記載も、勧進札がもたらされていたと推定してよいであろうとおもう。

長浜八幡神社の永享七年『塔奉加記録鶴』にも「伍貫文 フタノ代 度ス」「三貫文 フタノ代」あるいは、「壱貫五百文 フタノ代 小路殿」とあり、同じく永享十一年の塔建立奉加記録にも、「壱貫五百文 フタノ代 流泉房ヨリ」「五百文 フタノ代 平衛門」「一貫文 ちふくいん ふたのすゝめ」、「二百文 おく殿 人へちすゝめ」などとみえており、神社の勧進に勧進札が使用せられ、下級僧や篤信の俗人によって、勧進が分担されているのである。長浜八幡神社には、すでにのべたごとく近世初頭まで別当寺新放生寺を構成する二十一坊のなかに、裏方別所として、飯道寺修驗系の山伏の坊々が存在しており、また、永享年間の塔建立事業に際しては、勧進所が設置され、地域社会をこえて洛中にまで聖の勧進が展開しているので、勧進者の氏名を記さない「フタノ代」は、おそらく山伏や勧進所の聖の広汎な勧進活動によるものであろう。

## 3

ところで、これら勧進札が、どのような内容の図像や年記銘文を印記したものであつたかあきらかでないが、江戸時代に、長浜八幡神社の別当寺であった舎那院から版行された「源義家公感見破地獄日輪名号」なる名号札は、蓮台の上に日輪を描き、そのなかに南無阿弥陀仏の六字名号を配し、その下に、

極重惡人 無他方便

唯称弥陀 得生極樂

長治二年酉八月十五

蒙信了入道之仰而

甲斐沙門満光

一万八千枚内

とあるもので、江北の社寺でもちいられた勧進札の内容を彷彿とさせるものがある。また別に註記を加え、「此破地獄の名号を守袋に入て奉持するものは一切の地獄におちずと云々」とのべており、免罪符としての性格を持つものであつたことが知られる。

この名号札の由来を説く舍那院嘉永二年版行の縁起には、長治二年殺生の罪で墮獄した義家は、地蔵菩薩形をした八幡神に救済され蘇生したが、八幡神は「実相を写して諸人に与え、地獄の種をたやし、淨土の縁をむすばしめよ」とのべ、本地の身を示して金色の六字名号となり大光明を放ったとのべ、義家は出家剃髪して信了入道と号し、四十八人の大徳を請じ、破地獄名号一万八千枚を書き写し諸人に頒布して罪を減し、往生をとげたとしている。名号札の頒布に際して本地弥陀の信仰に裏付けられながら、地蔵と同様に、墮地獄の救済者として、八幡神の靈威が説かれていたのである。さらに縁起は、義家感見の破地獄名号なるものが、「当山第一の宝物」として神殿に伝存していたとのべおり、社僧や聖によつて、名号の由来と功德が語られ、免罪符的性格を持つ名号札が、中世以来勧進札として活用せられていたと推察してよいであろう。

また山東町大原の觀音寺には室町時代末期のものと推定される三個の勧進札の版本が残されている。そのうちの二個は同一の銘文が刻されているもので、「 伊福貴大菩薩上葺勧進」とあり、さらに他の一個は、「 伊吹三宮造立勧進」の刻文が認められるものである。

前者の版木にみえる伊福貴大菩薩は、現今の坂田郡伊吹村伊吹に鎮座する伊夫岐神社で、『延喜式』神名帳によれば、坂田郡五座の一として名神小社に列せられている。中世においては弥高寺・大平寺・觀音寺・長尾寺の伊吹山麓の四大寺が別当寺として一切経会や夏番をはじめ神社の宗教儀礼に関与してきたのであり、伊夫岐神社の版木が觀音寺にあることは、別当寺が神社經濟をも支えていたことを示していくよう。

版木に刻された弥勒菩薩の種子<sup>曼</sup>については、正徳三年書写の『觀音護國寺縁起』に、「此山南方為表、北方為背、絶頂有石像弥勒菩薩」とあって、伊吹山の山頂は弥勒下生の靈地としており、弥勒の靈場としての伊吹山の信仰を反映したものといえよう。ところで、山東町伊吹の伊夫氣俊太郎家には、天文五年五月一日の年紀を有する、勧進沙門秀円ならびに勧進沙門源盛による伊吹社神殿上葺修造の勧進状一巻ならびに、同年の奉加帳六冊が所蔵されており、<sup>同</sup>版木はこの時の勧進にもちいられたものであろうと推察される。奉加帳には、関白二条尹房、太政大臣三条実秀等の公卿、あるいは、戦国大名浅井備前守亮政をはじめ、寺院、神社、在地豪族、名主百姓、一般庶民に至るまで千二百六十名が数えられ、奉加の錢穀は、錢五十七貫九百四十九文、米・麦・大豆等の穀類百石五斗七升九合、布十一反に及んでいる。奉加帳に記された公卿貴顕は署名のみで、奉加の額を記さないから、勧進活動を權威づけるために署名のみを求めたものと思われる。奉加帳は勧進札の使用をことさら註記していないけれども、一石あるいは參貫文、老貫文等の比較的高額の奉加とともに二文、三文、五文、十文、あるいは一升といった零細な奉加も認められ、「拾文勧進」といった記載もあるところから、かかる勧進に勧進札をもちいたことは、うたがいを入れないところであろう。伊吹四大寺の僧侶が勧進聖源盛のもとで、分担して勧進に從事したことが容易に想像されるところで、觀音寺の密藏坊の奉加について「五十文廿文うけ取」、弥高寺の兵部卿について、「百文五十文請取」その他、「百文廿四文取出候竹林

坊」、「百文 宝乗坊五十文未進」等と一部金額についての請取や未進の註記が認められるのは、勧進を分担する下級僧に、あらかじめ勧進の金高が割当てられており、庶民から零細な奉加をつるに応じて、その一部を納めたことを意味していよう。

次に伊吹村上野に鎮座する伊吹三宮の造立勧進の版本については、これも同じく、天文九年拾月一日の年紀を有する沙門頼尊の「伊吹三宮再興勧進状」及び、同年九月よりの結縁奉加者を記した「三宮奉加帳」の断簡が残っている。<sup>四</sup>版本はこの時の勧進にもちいられた勧進札を刷ったものであろうと推察される。版本に刻された不動の種字彌について、同勧進状に、「抑当社不動明王之垂迹教会転輪之忘化」とあるので、三ノ宮本地仏不動をあらわしているのである。奉加帳は「壱石 上坂兵庫助」の寄進以下八十名の奉加を記載しており、奉加の総額は四貫六百三十文、米穀三石九斗九升が数えられる。弥高寺、松尾寺、観音寺の僧徒の奉加も記されており、勧進札がやはりこれらの僧徒によつてもちいられたものであろうことを思わせる。

以上のごとく、中世における江北の社寺においても、衆庶勧進の一手段として勧進札がもちいられていたのであるが、奈良においても、文明十年七月、福智院地蔵堂の修理費用勧進に際しては、本尊地蔵の摺仏六万枚を準備し、高野聖横坊善久のもとで、六人の聖が一万枚ずつ受持つて勧進しており、かかる勧進札の使用は全国各地の靈場寺社の勧進において、もっとも普遍的に認められる勧進法であったといえよう。江北の勧進札に関する資料は、村落を基盤とする地方勧進においても、都市におけると同様に、広汎な地域の民衆から、個別的に、無差別に零細な奉加をつる中世的な勧進がおこなわれ、その方便として勧進札がもちいられたことをよく示しているのである。

## (二) 勧進猿樂

## 1

勧進札の使用とならんで、今一つ中世の特色ある勧進法に、芸能の勧進興行があげられる。

寺社の勧進は、経済的に逼迫した財源確保を目的におこなわれるのであるから、勧進の使命は何よりも、限られた寺社の信者層や氏子圏をこえて、より広汎な地域の貴賤大衆に働きかけ、いかにしてより効果的に米錢の奉加を獲得し、資縁勧募の目標を達成するかにあつたということができるるのである。

したがつて、中世においては、勧進奉加帳を携行し、全国各地を遊行して、貴賤大衆の奉加をつのるといつた、聖の遊行性にもとづく勧進の方式とともに、堂塔伽藍の再興修造のような臨時に多大の出費を必要とする事業のための勧進にあつては、なるべく短期日に、且つ能率よく多額の資縁を勧募する必要があつたのであり、そのためあらたな勧進の手段が必要とされていたのである。ここに中世的な勧進の特徴的な方法の一として、貴族や民衆に愛好されている各種の芸能を、勧進に利用する方途が案出されてきたものと考えられる。すなわち、世上流行の芸能を勧進の手段として興行することにより、多数の観衆を集め、奉加錢の名目で観覧料を徴収し、一気に募財の目標額を達成せんとするものであつた。

鎌倉時代の末期から、南北朝、室町時代を通じて、公家の日記をはじめ、各種の文献に頻出する、勧進平家、勧進田楽、勧進曲舞、勧進猿樂、勧進相撲等々の芸能の興行は、このような背景になつて流行するに至つたものといえ  
る。

したがって、芸能の観賞につめかけた大衆は、その寺社に対し格別深い信仰心を保持せずとも、あるいはまた檀越や氏子でなくとも、誰人でも奉加の名目で規定の観覧料を支払えば、自由に芸能を観賞したのであるから、勧進をおこなう寺社にとっては、まことに有縁無縁を問はず十方檀那を勧進するにふさわしい手段の一であつたということができよう。

中世の京都において、勧進田楽盛行のあとをうけて、永享年間以降は、興行権の独占をめぐる争いをおこしつゝ、大和猿樂の觀世と金春の両座による勧進猿樂が盛大となるのも、京都が有徳の商人や富裕な地下人の多い商業都市であり、觀衆を集めるために、よりふさわしい条件を具備していたためといえよう。

しかしながら、芸能の勧進興行が盛行するのは中央の都市においてのみではなく、地方においても同様なのであり、そこには中世における民衆全体の経済的成長や社会的地位の向上が前提として考慮されねばならず、そのような意味において、地方社寺における勧進興行の実態にも注意が向けられねばならないのである。

また、田楽、猿樂をはじめとして、これら芸能の勧進興行がなにゆえかくまで世上に流行するに至ったのか、その理由をたずねるとき、上演される演劇内容の面白さが觀衆にアピールしたこととともに、これを勧進興行する寺社側においてもその経済的利益が多大であったためとおもわれ、それらの具体相が個々の事例に即して明らかにされねばならないのである。

そこで、地方社寺における勧進興行の一例を近江江北の長浜八幡神社における勧進猿樂の興行にもとめ、地方における芸能興行の実態を少しくうかがつてみることとしたい。

周知のごとく、中世の近江には、山階、下坂、比叡の上三座と、みまし、大森、酒人の下三座計六座の猿楽座が存在し、その活動の一端は、正長二年五月の近江坂本乗蓮坊における足利將軍家をむかえての上三座の演能<sup>④</sup>や同月の室町將軍の邸宅における山階猿楽の演能<sup>⑤</sup>あるいは、『看聞御記』、『建内記』、『康富記』、『満済准后日記』、『証如上人日記』等に散見する下坂座の活躍<sup>⑥</sup>などにうかがうことができる。また、室町時代末期においても、『言継卿記』や『多聞院日記』等によれば、猿楽座の名称は不詳であるが、京都や奈良における近江猿楽の勧進興行が伝えられており、その活動はなかなか多彩なものがあったと考えられる。

とくに江北長浜の地は、山階座と下坂座の本拠地に近く、みまし座も伊香郡菅浦にまで江北の社寺の樂頭職を集積しつつ勢力をはっていたと考えられるから、中世の江北は、猿楽の盛んな芸能的風土のなかにあったということがで

きよう。

さて、長浜市宮前町に鎮座する長浜八幡神社には、すでに若干ふれたごとく永享七年より同十一年に至る塔建立の勧進と、それのかかわる勧進猿楽興行の記録を伝えている。それによれば、八幡神社の勧進猿楽は、山階、下坂、比叡の近江上三座の猿楽師により、永享七年七月一、三、四日の三カ日にわたり興行された。長浜八幡神社は、同年二月から塔の建立に着手しており、永享十一年の『塔供養記録』によれば、永享七年二月十二日鋸始、四月八日立柱の祝、八月三日真柱立祝、永享十一年四月二十三日に至り棟上の祝、同二十五日落慶供養のいとなまれたことが判明する。勧進猿楽の興行された永享七年七月は、まさに塔建立事業が進捗中であったのであり、多額の資金を必要とする

塔建立の財源の一部を勧進猿楽興行の収益に期待したことがうかがえる。

さて、この勧進猿楽は、残念ながら、上演の番組や演能者の氏名を伝えていないのであるが、演能者については、永享十一年の『塔供養記録』に、七月二十五日の落慶供養において猿楽奉納をおこなったことを伝え、「山しな孫太夫 チヨ太夫」と山階座の猿楽師の名前がみえているのが注意される。この記録でまず第一に注目されるのは、棧敷の規模である。

永享七年の『興行記録』は、「棧敷注文次第」をかかげ、「御前ヨリ東」の分として、「智慧光寺」「南北郡役所殿」「神光寺」以下「烈見村」「番匠中」まで四十八間分の注文者を載せ、ついで「御前ヨリ西」として、「万年寺」「宇賀野殿」以下「四木村」「今浜村」に至るこれまた同じく四十八間に及ぶ注文を記載している。すなわち、南面する八幡神社の神殿を正面にして舞台をしつらえ、それをはさんで東西両側に各々四十八間、合せて九十六間の棧敷を構築したことが知られる。

一般に、勧進興行における棧敷の規模は、『太平記』(巻七)に棧敷崩壊の田楽として語られる貞和五年四条河原における勧進田楽の棧敷は、『師守記』<sup>88</sup>によれば、六十間余であり、また寛正五年四月糸河原において、鞍馬寺勧進聖によりおこなわれた勧進猿楽も、『糸河原勧進猿楽記』によれば六十三間であった。『異本糸河原勧進猿楽記』によれば、神の棧敷を正面に設け、樂屋から橋掛りをとりつけた円形の舞台をとり開んで棧敷をもうけたらしく、その略図をのせている。また文明十年四月二十二、二十三、二十五日の三カ日にわたり、土御門室町辺に棧敷を構えておこなわれた誓願寺勧進猿楽も、「棧敷六十余間」<sup>89</sup>であり、一応六十間余の棧敷が当時の標準であつたとみられる。世阿弥も『申楽談義』に、「勧進の棧敷数およそ六十二三間也、間の広きこと五尺也」とのべ、「然れども近代七十間余に

是を打つ、是は見聞の人数を遍ねく寄せん為なり」とあって、六十二三間を標準の規模としつつも、多数の観衆を収容し、より多くの収益をあげんとする勧進興行においては、大規模な棧敷を構築することがしばしばあつたことが知られるのである。棧敷崩れで有名な貞和五年の勧進田楽の棧敷を『太平記』が八十間余と誇張して表現しているのも、このような事情を反映していよう。長浜八幡神社における勧進猿樂の棧敷は標準をこえる大規模なものであつたといふことができよう。それは江北長浜の地が山階座の本拠である山階村や下坂座の本拠である下坂村に距離的にきわめて近接しており、猿樂興行の盛んな土地柄であったことを反映しているものといえる。さらに近江三座の猿樂が立会い、三カ日にわたり競演するということもあって、遠近における猿樂愛好者の人気を呼び、かなり大かがりな棧敷が設営されたものであつたと考えられよう。

次に、この猿樂興行の収益についてうかがつてみよう。

まず観覧料であるが、永享七年の『興行記録』は棧敷の注文を記したあと、「已上 武百貫文」と棧敷における観覧料の収入額を記載しているので、棧敷の料金は一間あたり約二貫文であったことが知られる。同注文次第の神照寺の項には註記を加えて、「□□武年六月十八日源四郎能之時棧敷打ツテ見物ス、一間ノ代四貫文□」とあり、同神社所蔵の『合力分記録』に、「金剛大夫能ノ時棧敷一間 一貫文物持寺」とあり、勧進猿樂の棧敷料金は必ずしも一定していなかつたものと思われる。嘉吉三年五月七日、中原康富らは、糺河原において、觀世太夫出演による吉田淨蓮華院修造の勧進猿樂を見物したが、その時の棧敷料は、「或百疋 武百疋出シ見物」とあり、一間一貫文乃至二貫文あたりの棧敷料金が標準であつたのであろう。

このほかの興行収益については、永享七年の『興行記録』には、奉加分として、「一貫文 竹生島」「一貫文 金泉

殿」「二貫文 大吉寺」等々有力寺院や在地豪族、番匠、大工等から奉加金が寄せられており、その総額は六十九貫に達している。そして、猿楽上演の興行総収入と、猿楽座への支払額について、

都合四百四十貫百十二文内

九十貫三座中へ 十六貫 米まめ十三石之代 猿樂三座中へ 三貫文三座ノ下部中へ 二貫二百文よしのけいこ

と記しているので、猿楽興行にかかる総収入が四百四十貫百十二文であったことが判明する。このうち、二百貫文の棧敷の観覧料と六十九貫六十二文の奉加分を差引いた残額百七十一貫五十文は庶民の観覧席である芝居の入場料によるものとみてよいであろう。

また、支出については、この記載から、猿楽三座の出演料は一座当り三十貫文であったことがわかり、これは当時一般の出演料は五十貫文が相場であることよりすれば、少々廉価であるといえる。そのほか食費として一座当り五貫三百文余、座の下部に対してもこれ一貫文等々、総額十一貫二百文が支払われ、以上三座の請負料を差引いた興行利益を三百二十八貫九百十二文と算出している。しかし、三日間にわたる勧進猿楽の全般的な支出については、別に「勧進猿楽出錢」として

陸拾貫武百文 永享七年七月二日

捌拾貫貳百文

参拾三貫二百五十文 同四日

已上百柒拾壱貫五十文

の記載があり、これは、猿楽座への出演料のほか興行の諸経費約六十六貫文を含んだ金額とおもわれる。さらに「か

い物」として、杉板、葺板等々、棊敷や舞台の設営に要したとおもわれる材木代に関する支出約九十貫文を記しているので、したがって、出費の合計額は約二百六十貫文となり、これを総収入額四百四十貫百十二文から差引いた残額、約百八十貫文が勧進猿樂興行による純益であったとみられる。収入総額との比率は、四割強であるから、かなり利益の大きい興行であつたとみてよいであろう。

一般に、勧進猿樂興行による収益がいかほどであつたかについて、これを比較する資料にとぼしいのであるが、林屋辰三郎氏が紹介せられた和歌山県海南市郊外の幡河寺における暦応二年三月二十六日の勧進猿樂においては、棊敷料および奉加分の収入百貫文、芝居の入场料三拾八貫四百六十文、合せて総収入百三十九貫四百六十文であるのに対し、支出は、猿樂出演料五十貫文、同酒肴料七貫五百文、棊敷設営のための雜費八貫三百三十文、棊敷と舞台の材木損分四貫六百二十文、併せて支出は、七十貫四百五十文となつており、興行の純益は差引六十九貫十文であり、総収入に対しても約五割の興行利益をあげている。長浜八幡宮のそれと利潤の比率がきわめて近いのが注目されよう。

永享十一年の『長浜八幡宮塔供養記』にも、

同十一年卯月廿五日御堂くやうの時さるかく

十九貫六百

さるかく米代いろ／＼共  
四さの中へさけ

十貫

同廿九  
二貫内  
山しな孫太夫 チヨ太夫二  
一貫惣より 一貫四人中

吉阿ミ あつき

五貫四百五十

まいの志やうそくたいこいろいろいられい

以上卅七貫五十文

とあって、四座による猿樂の奉納が落慶供養に催されたことを伝えている。四座については、永正二年四月長浜八幡神社の『祭礼記録』によれば、「山階猿樂」とともに、「春満猿樂」なる一座が祭礼に奉仕しているので、近江三座に、近郊における手猿樂の一座が加わったものであろうか。番組、興行収入、出演料等が不明であるが、塔供養奉加に関する記載であるから、これも勧進猿樂として資金調達のため興行されたものであろうとおもわれる。

## 3

ところで、勧進猿樂の興行を成功裡にみちびき、多額の利潤をあげるためにには、開催する寺社がいかほど大衆を動員したかにかかっていたのであるから、直接興行を担当する勧進者は、貴賤大衆に対する宣伝と観覧のための個別的な勧誘を積極的におこなつたものと考えられる。文安三年四月、三条河原において観世太夫の演ず勧進猿樂を見物した中原康富は、「三条河原棧敷下直之由、勧進妙徳坊主申之間、無力為勧進之人數、領一間」とのべており、貧乏公家の康富も、勧進聖から、棧敷の観覧料が廉価であることをきかされ、その勧誘に応じて一間の棧敷を打ち見物したのである。また、文明十八年三月、中川寺の勧進のため、平野の辻堂でもよおされた勧進の手猿樂では、「在々所々ニ札立之、山城之平野之由書之」とあり、勧進猿樂興行宣伝のため、辻々に立札をかけているのである。

これは洛中の事例であるけれども、芸能興行を担当する勧進元にとつては、棧敷や芝居の観衆ができるだけ数多くあつめ、興行が目的とするだけの利潤をあげうるよう観衆を確保することが最大の関心事であつたと考えられるから、勧進元は活発な宣伝と棧敷観覧の勧誘をおこなつたといえよう。演能者への人気、番組の編成、観衆の反応などに応じて、時に観覧料の値下げをもおこない観客数の確保をはかつたと考えられよう。寛正五年四月糺河原において催さ

れた勧進猿樂においては、棟敷は管領細川勝元が工事を負担し、足利将軍家をはじめ、貴顕の観覽席となっていたが、庶民の観覽席である芝居は、「芝居勧進聖之棟敷也」<sup>99</sup>とあり、勧進聖の棟敷分として、観覽者の収容と料金徴集の権利が認められていたと考えられる。

長浜八幡神社の勧進猿樂興行においては、勧進元がどこであつたか不詳であるが、おそらく八幡神社の勧進所が興行を引受け、そこに所属する勧進聖が興行の実際に携わっていたものと推察される。永享七年の『奉加記録』のなかに、「二貫六百四十二文 柱立勧進所」、「二貫四百廿文 辰正月十九日勧進所」とあり、塔建立をめぐって勧進所が活動している。また永享十一年の『塔供養奉加記録』には、

公方様御奉加 御馬一疋河原毛 御太刀一振<sup>〔革裏〕</sup> 一月廿八日

已上代十三貫文

此代ハ京ニテ ヒシリツカイ

とあり、足利將軍家への奉加を求める使者に勧進聖が派遣されているのである。また塔建立奉加者の中には、「壱貫文<sup>〔町殿〕</sup>性永」のごとく、「京」の註記の附された記載もいくつか認められ、勧進のために江北の地をはなれ、洛中にまで勧進聖の活動が延びていたことがうがえるのである。従つて、塔建立資金獲得のために興行された勧進猿樂も、勧進所の聖たちが広範囲な地域にわたつて棟敷における観覽の勧誘や辻々、村々における宣伝の活動をおこなつたと思われ、その結果四割強にのぼる高い利潤の興行をおこない得たものと考えてよいであろう。

以上のべたごとく、中世における芸能の勧進興行は、いわば勧進の宗教性に娛樂性を附加することにより、勧進の経済性を高めたものといえよう。

徳治三年の伊福貴山弥高・大平両寺和与状に<sup>53</sup>、「馬場棧敷猿樂次第事、任先規可有其沙汰矣」とあり、かかる形態の勧進猿樂は、長浜八幡神社に限らず、近江江北の社寺においてしばしば興行されたと考えられる。また、岡山県児島郡清田八幡宮においても、応永二十九年二月、神宮寺住首聖運によって「回種々方便、奉修<sup>54</sup>造御殿、捧<sup>55</sup>一紙半錢、以祈<sup>56</sup>天下靜安」云々と神殿修造の勧進がおこなわれたが、同月六日の斎始には、「庄内棟別并勧進猿樂」とあり一般に、地方社寺に於て修造費等勧募の一手段として、しばしば猿樂の勧進興行がおこなわれたことが知られる。

このように、猿樂の勧進興行が短期日によく多数の観衆を動員し、かなりの収益をあげうるものであったが故に、寺社における事業資金調達のためのきわめて有効な一手段としてもちいられ、中世を通じてさかんに流行したものと考えられる。応仁の乱以降、芸能の勧進興行は、その様相を変化せしめ、寺社の勧進から離れ、猿樂座の自立化を促しつつ、近世的な興行形態へと移行し、勧進本来の宗教性から離脱してゆくのである。<sup>57</sup>しかし勧進猿樂をはじめとする種々の勧進芸能が、一方で寺社の経済を支えてきたとともに、他方で庶民的な芸能の発達に貢献したことも見落さではならないことであろうとおもわれる。

### 三 勧進活動の宗教的基盤

#### 1

最後に、聖や庶民僧の勧進に奉加結縁する庶民が、どのような宗教意識をもって応じたかについて注意を払うこととしたい。

縷々述べてきたごとく、中世の勧進は、それを実施する社寺の側よりすれば、臨時の事業資金や経営の経済的基礎

を確保するための一手段であり、庶民信仰を媒介とする経済行為であつたが、結縁奉加する庶民の側よりすれば、米穀、錢貨の寄進といった經濟行為を媒介としての宗教的欲求の充足であり、信仰の表出であつたといえる。

一紙半錢の零細な喜捨をするのは個々の庶民であり、それ自体は個別的な奉加であるけれども、その奉加物は勧進者の手にゆだねられ、多人数のそれを集積して、一つの作善を完遂するのであるから、庶民の奉加結縁をその宗教意識の根底において支えるものは、多数作善功德信仰や融通念佛の信仰として表明されてくるところの宗教的な連帶觀念であつたと考えられる。<sup>(33)</sup> すなわち、作善のよびかけに応じて參集するすべての人間が、一つの縁につながり、おたがいに功德を集積し融通しあうもので、宗教的な集団意識が働いていたと考えられる。勧進僧はこの集団による作善の意識を利用して勧進をおこない、寺社の經濟的要求に結びつけたものといいうるのである。

勧進状に、しばしば有縁無縁一切衆生の成仏得道や法界衆生平等利益がうたわれるのも、かかる庶民の広くて深い集団意識の仏教的な表出とみてよいであろう。

このような集団意識は、勧進の奉加物の特殊な用途からもうかがえるところであつて、さきに紹介した山東町大原にある觀音寺の応永二十六年『本堂造作記録』の奉加には、錢貨、米穀の寄進とともに、「布勧進」として「一、坂口ノ法性のウハ」以下、勧進の奉加物に一人一反ずつ二十二名、計二十二反の布が奉加されている。

長浜市八幡神社の永享十一年『塔供養記録』にも、「ぬの九内<sup>(34)</sup> 〔ゆみの御礼ぜんのつな共〕」とあり、奉加された布が、「善の綱」としてもちいられていていることが注目される。

また、長浜市神照寺の応永十七年『本堂棟上記録事』にも、「綱二疋、棟之幣、善綱等悉皆用之、布廿五端 善綱等」とみえており、本堂の上棟祝賀に当つて善の綱を用いたことが知られるが、この布も勧進の奉加による布であつ

たのであり、「善綱布数事」として、宝乗坊、高藏坊、菊本坊等一名一反ずつ二十七名一十七反の奉加者を記録している。観音寺における勧進の布もおそらくは善の綱としてもちいられたものと推察される。

周知のごとく、善の綱の使用は、現今も葬送習俗や寺院の年中行事、法会などにしばしば認められるところであり、葬礼においては棺にまいた晒の布を善の綱と称し、死者の縁につながる近親者たちが、それにつかまり、あるいは引き綱とするものであり、縁の綱の意味が認められる。また寺院の法会におけるそれは、桑実寺縁起絵巻など、中世の絵巻物にも散見するが、本尊に結縁するために、本尊の手からのがれた善の綱に、錢貨や位牌などをつるし、結縁を具体化するのである。

中世の記録文献についても、『東大寺造立供養記』によれば、文治三年の大仏開眼供養法会においては、開眼師の筆に綱を十二筋つけたが、その長さは七町におよんだとあり、参入衆会の人々が、皆悉く綱について、同じく開眼の儀に準じたとある。これも「作善の綱」あるいは「善業の綱」としての善の綱であつたと考えられる。法会に参集した大衆すべてが綱につくことによって、集団全体の法会への結縁意識を具体化したものとのものといえよう。『尋尊大僧正記』文明四年七月二十三日条によれば、高野山東塔の供養法会には、女人の為に、長さ五十余町の善の綱が堺の地下人により奉納されたとあり、女人堂より内へ入ることを禁ぜられた女性が、同じく供養の法会に結縁するためにもちいられているのである。

このように、大衆結縁の一手段として、善の綱がもちいられるのであるが、綱につかり、あるいは奉賽の米錢を結びつけることによって法会や本尊への結縁を具体化し、生者も死者も、參集したすべての貴賤大衆が、一つの縁につながり、作善をともにするという宗教的連帶意識を具体的、即物的に示しているのである。中世においては、この

ような庶民の連帯観念に立脚して、聖の勧進活動が展開したと考えられるのであり、そこに中世庶民仏教の一特色が如実に示されているといいうるのである。より数多くの庶民から、一紙半錢の零細な奉加を獲得するという中世の勧進を可能にした宗教的基盤の一つが、この庶民の保有する宗教的連帯観念乃至は深い集団意識と勧進との結合に求められるといえよう。

## 2

ところで、次に、このような宗教的集団意識を基盤にして展開する勧進活動に、庶民は信仰的にどのような期待をもつて応じたのであろうか。

永享七年の長浜八幡神社の塔建立奉加の筆頭には、「式百貫文、自天明祐大姉 為三十三年追贍<sup>(善)</sup>之」とあり、勧進への奉加の宗教意識が、死者の追善供養にあつたことをよく示している。

『看聞御記』応永二十八年九月二十三日淨金剛院曼荼羅堂の修理料に、大檀那として一族を勧進し、万余疋を奉加した宝泉も、その宗教的動機は、「宝泉亡母七年忌之間、為追善加修理」とあって、亡母の追善であった。また『尋尊大僧正記』明応六年二月二十六日、高野聖横坊善久のおこなつた福智院地蔵堂上葺勧進に、尋尊も、「後成恩寺殿、小林寺殿、後五大院殿、後密乘院殿 各年季ニ当年相当之間、以御訪分十二貫文可奉加之由仰之」と死者供養のために勧進に奉加しているのである。

このように、近江江北の資料に限らず、一般に勧進への結縁奉加は死者の追善供養や、自他の罪業滅除と往生淨土を願つてなされるとおもわれ、元興寺極樂坊の文永五年造立の聖徳太子像胎内納入の太子仏供千枚勧進札の裏面に記

された奉加の願文<sup>(1)</sup>にも、「為過去慈父也 為存母當減罪生善」、「為自身減罪臨終正念 乃至法界平等利益深重」、「為過去二親往生極樂 太郎女」等とあって、死者や生者の減罪と淨土往生が願われているのである。

とくに死者減罪の信仰は、勧進を支える宗教意識の中心をなすものであつたと思われ、それは梵鐘鑄造の勧進にも如実にうかがいられるのである。正治元年、僧經幸の大安寺銅鐘改鑄の勧進状<sup>(2)</sup>にも、「右洪鐘者、告聖衆僧之法器、拔苦与樂之道具也……(中略)……近則我朝河原左大臣靈、奏宇陀法皇云、依殺生罪隨地獄中、見苦患不能言述、乞修諷誦於七箇寺、聞捷搥声、止楚毒苦、自余修万善、敢不蒙基益、減罪之力以之可知」とあって、鐘声を聞くことによる死者減罪の功徳が多大であることを述べているのである。従つて奉加においても、自他減罪の功徳を期待してなされると考えられ、「四空八大、一切十方、併預妙韻、悉除罪障了……」<sup>(3)</sup>、「三界拔苦、四恩発蓮、減罪生善、功德無邊」と、鐘銘にも抜苦減罪の信仰がうたわれてくるのである。

もと近江伊香郡楠山大明神の永享六年の鐘は、勧進之沙門道勝により、伊賀郡氏人らを願主として勧進鑄造されたものであったが、その銘文中に、「一打鐘声 当願衆生 脱三界苦 得見菩提」<sup>(4)</sup>と四句の偈を刻しており、ここでも同様に死者の抜苦得脱が願われているのである。このような銘文は、祇園精舎頗梨鐘の故事にちなんで刻される「諸行無常 是生滅法、生滅々已、寂滅為樂」の四句の偈とともに、中世の鐘銘にしばしば認められるきまり文句であるが、銘文に光明真言や、隨求陀羅尼など、減罪真言が刻されることともに、勧進を支える信仰的基盤が、死者や生者の罪業滅除にあることを如実に示すものであるといえよう。

このように、中世の勧進は、一方で勧進猿樂の興行にも認められるように、娯楽性に訴えて、勧進の効果を高める方法を採用するとともに、他方、宗教的には民衆の連帶意識と自他減罪の信仰をふまえて成立していたといえよう。

## 結

以上、近江江北の社寺資料を中心に、中世における地方社寺の勧進について、勧進僧の性格、組織、奉加の様態、勧進の方法、その宗教的基盤をみてきたのであるが、これらの実態とその史的意義を明確にするためには、さらに近江江北以外の諸地域の事例について、資料の収集と比較検討をおこない、中央の著名な寺社や、全国的な信仰を持つ靈場の勧進と併せて考察の枠を拡げていかねばならないのである。小論では、地域的にきわめて限定された資料にもとづく考察に終始したが、今はただ課題追求の足がかりを若干摸索したことを以て筆をとめ、幾多の不備な点については後日を俟つこととする。

- (1) 村山修一博士『日本都市生活の源流』(昭28)。堀一郎博士『我が国民間信仰史の研究』(二)宗教史編(昭28)。五来重教授『高野聖』(昭40)等。  
昭40、3法藏館刊。
- 『往生要集』末文。
- 五来重教授前掲書。
- 『拾遺往生伝』下、沙門善法伝。
- 同右  
上、沙門清海伝。
- 『東大寺文書』一の四六、太政官牒。
- 『東南院文書』一の二三二「東大寺三綱連署申文案」。
- 『東宝記』第一。
- 『東大寺文書』六の八一「僧兼仁解」。

『門葉記』卷第九十一、勸行二、一、供僧器量事「吉水大鐵法院条々起請事」。

『平安遺文』金石文編、143、144、150、151号。

同右 題跋編 2092 ~ 2094号。  
227号。

『本朝新修往生伝』沙門道寂伝。1。

木崎愛吉『大日本金石史』1。

『平安遺文』金石文編 217号。

土井実『奈良県銘文集成』(昭31)。

木崎愛吉『撰河泉金石文』

東大寺三月堂棟札(『大日本史料』第四編六所引)

『東淺井郡志』卷四所載。

同右、所載の円満寺鐘銘(伊香郡南富永村井口天滿神社藏)。

淨信寺地藏菩薩木札墨書銘(『近江伊香郡志』下所載)。

大日本國近江國伊香郡己高山緣起(『近江伊香郡志』下所載)。

坂田郡番場蓮華寺鐘銘、「蓮華寺鐘、勢不順鐘磬音無絕 庄内靜謐諸人泰平乃至法界平等利益 弘安七年十月十七日 勸進

畜生法師、願主畜能 大檀那沙弥道日」とある。

弘安八年五月勸進沙門覺道の大吉寺勸進状、(『東淺井郡志』四所載)。

観音寺については、「改訂近江坂田郡志」卷四に解説するところがあるが、その庶民寺院的性格については、拙稿「湖北観音寺と庶民仏教」(『印度學仏教學研究』第19卷2号)に若干述べた。尚当寺所蔵の古文書は、その主要なものを『改訂近江國坂田郡志』卷六、卷七の兩卷に収載しているが、筆者は昭和40年夏、藤井哲朗氏(京都東山高校教諭)と採訪調査し郡志未収録の資料も若干発見した。なおその後再度の調査によって発見された資料については満田良順氏(近江学園教諭)より御教示を得た。本文中に格別註記を付すことなく紹介した史料は、これら調査時につらしく発見されたものである。

〔28〕 『改訂近江國坂田郡志』卷六所載。

中世における地方社寺の勸進(佐々木)

註(24)に同じ。

如法經の庶民信仰的性格については、吉田清氏「庶民信仰としての如法經」（『仏教史学』13の2）参照。

木崎愛吉『大日本金石史』3別冊26、27頁。

五来重教授前掲書五二～六三頁。

観音寺文書永九年九月、山門東塔禪林院集会議触状（『改訂近江国坂田郡志』卷六所載）。

『改訂近江国坂田郡志』卷七所載。

註(18)に同じ。

觀音寺文書天文廿一年一月吉日廿三坊連署請文狀（『改訂近江国坂田郡志』卷六所載）。

註(37)に同じ。

註(28)に同じ。

註(40)に同じ。

註(37)に同じ。

『東浅井郡志』卷四所載。

長浜八幡神社文書永享七年七月塔建立奉加分の記載に、「永享六年卯月八日  
柱立  
〔〔二貫六百四十二文勧進所〕〕  
〔二貫四百廿文辰正月十九日勧進所〕」とあり、

同社文書永享十一年卯月廿五日塔供養記録に、「公様方御奉加御馬一疋河原毛御太刀一振革裏一月廿八日已上代十三貫文此代  
ハ京ニテヒシリツカイ」とみえ、永正二年の同社祭礼記録にも「武貫三百文 京都公方勧進使三人雜用」とみえる。いずれ

も『坂田郡志』卷七に収録しているが一部誤説がある。

寛永十六年七月二日江州八幡寺山臥方惣中言上書、慶長十八年十月吉日の入峯、加行・座位を定めた八幡宮法度事書等に山伏方の存在がうかがえる。

『改訂近江国坂田郡志』卷六所載。

『改訂近江国坂田郡志』卷七に、そのうち、三、四、五、六、の四冊が収録されている。

新宮部下に「橋の本願道の本願などといふ山臥ありしとそ、是皆參詣多かりし時道路に橋を造り或は道を平し其価として參詣者の錢をむさぼりしなり」等とある。

註(46)に同じ。

(52) (53) 備中吉備津神社文書（『岡山県古文書集』2所収）。

(54) (55) 善性寺文書（『改訂近江国坂田郡志』卷六所収）。

(56) (57) 日野西真定氏の御示教により調査写真を参照した。

(58) 長浜八幡神社蔵永享七年塔奉加記録にみえる「勧進猿楽棧敷注文次第」（『改訂近江国坂田郡志』卷七所収）。

註(19)に同じ。

(60) (61) 『岡山県古文書集』3所収。

(62) (63) 『菅浦文書』上三二五号。

(63) 森本孝順、兜木正亨氏「印仏・摺仏」（『日本版画美術全集』第一巻 古代版画所収）五来重教授「元興寺極楽坊発見の印仏

と千躰地藏」（『元興寺極楽坊中世庶民信仰資料の研究』所収）。

(64) (65) 五来重教授「元興寺極楽坊聖德太子立像胎内納人物」（同右論集所収）。

(66) (67) (68) (69) (70) (71) 註(63)に同じ。

(72) (73) (74) 註(37)に同じ。

(75) 德治三年四月十日伊福貴山弥高太平両寺和与状（『改訂近江国坂田郡志』卷六所収）永禄六年伊吹山觀音護国寺巨細帳（同上

卷七所収）。

註(50)に同じ。

(76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) 許(37)に同じ。

『尋尊大僧正記』文明十年七月六日条。  
能勢朝次博士「能楽源流考」第七章勧進猿楽考。守屋毅氏「芸能史における「近世」の萌芽」——芸能の商品化と芸能市場  
をめぐって——（日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』所収）。

『満済准后日記』正長二年五月四日条。

同右 正長二年五月廿五日条。

能勢朝次博士前掲書第三章近江猿楽考。

中世における地方社寺の勧進（佐々木）

『言繼卿記』天文三年三月十三日、同十四年五月七日条。『多聞院日記』天文十九年三月廿七日条。

(85) (84) (83)  
林屋辰三郎博士「中世芸能の社会的基盤」(『中世文化の基調』所収)。

永享七年の八幡神社塔建立の勧進記録は「永享七年卯月十九日奉加帳」、「永享七年七月一日勧進猿樂出錢」、「永享七年七月勧進猿樂棧敷注文」、「永享七年七月奉加分」、「永享七年七月勧進猿樂かい物」の五つの部分よりなり現在折本一冊にまとめられている。永享十一年の塔供養記録は卯月廿五日の塔供養を中心に奉加分と支出を記録しており同じく折本一冊にまとめられている。いずれも『改訂近江国坂田郡志』卷七に収録されているが一部誤読脱漏がある。

『師守記』貞和五年六月十一日条。

『尋尊大僧正記』文明十年四月廿五日条。

『康富記』嘉吉三年五月七日条。

例えば『尋尊大僧正記』康正二年四月廿六日条によれば、長谷寺舞台修造供養会の翌日おこなわれた觀世三郎による勧進猿樂の出演料は「五十貫彼寺ヨリ下行云々」とあり、『英俊記』永正二年七月一日条によれば、金春八郎による西手搔馬淵橋における勧進猿樂は「五十貫文分ニテ猿樂方請乞云々」とある。

林屋辰三郎氏「紀伊幡河寺の勧進猿樂」(同氏著『中世文化の基調』所収)。

註(3)に同じ。

『康富記』文安元年四月廿三日条。

『尋尊大僧正記』文明十八年三月廿四日条。

『異本糺河原勧進猿樂記』(『群書類從』卷第三百六十三)。

註(4)に同じ。

備前清田八幡宮修造棟札(『岡山県古文書集』3所載)。

守屋毅氏前掲論文。

勧進を支える庶民の宗教意識については、五来重教授前掲書及び前掲論文において随所にふれられている。

『改訂近江国坂田郡志』卷四所載。

註(6)に同じ。

(105) (104) (103) (102) (101)

『春華秋月抄草』十八所載の正治元年十月二十三日僧経幸「奉唱 諸改鑄大安寺銅鐘不鳴狀」(『大日本史料』第四編六所収)。攝津平野長宝寺鐘銘(木崎愛吉『攝河泉金石文』所収)。

泉北郡万代莊八幡宮鐘銘(同右所収)。

三島郡總持寺鐘銘(同右所収)。

例え光明真言を刻した鐘に、堺市威德山常樂寺(廢寺)鐘があり、光明真言と隨求陀羅尼を刻した鐘には、河内の廃新福寺鐘がある。(同右所収)。山科安祥寺鐘には三帰真言、大日両部真言とともに、光明真言と滅罪真言を刻している(『京都古銘聚記』)。

中世における地方社寺の勧進(佐々木)